

web3ビジネスにおける会計面での 実務上の課題

2025年3月25日

一般社団法人日本ブロックチェーン協会（JBA）

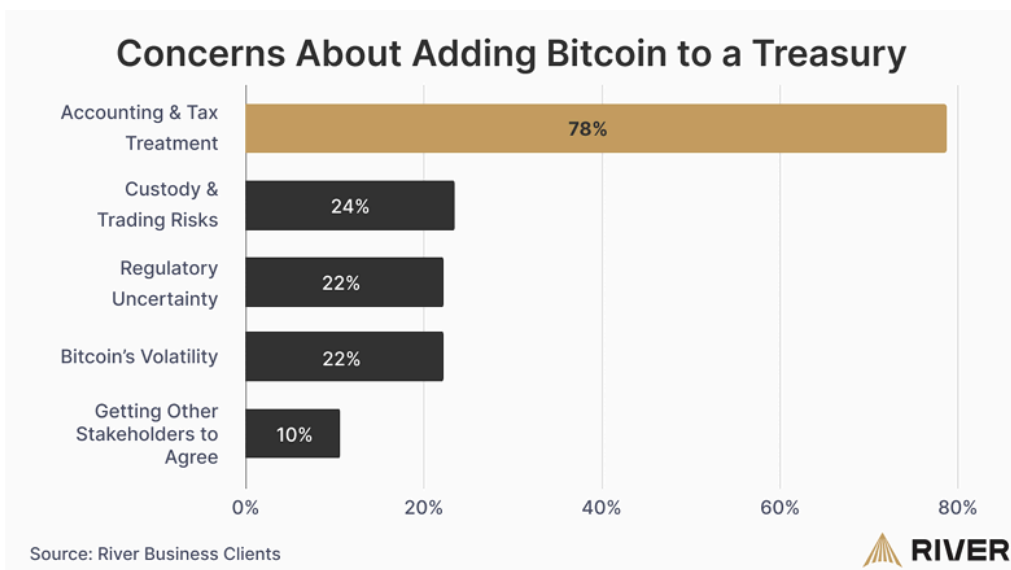
1. 背景及び目的

我が国でweb3の振興を妨げる原因として、会計処理の不確実性が挙げられている。財務情報を開示する義務を負う上場企業にとって、暗号資産を含む「トークン」をいかに会計上取り扱うかは、web3ビジネスを展開するために明確にしなければならない命題であり、ここに重要な不確実性が存在する場合、企業によるweb3ビジネス参入の妨げとなる可能性がある。

自由民主党 デジタル社会推進本部に設置された「web3プロジェクトチーム」による提言の中には、「ただちに対処すべき論点」として、「依然としweb3企業の会計・監査の体制整備が遅れ、監査を受けられないとの不満がある」との認識のもと、「企業会計基準委員会において会計処理基準の整備、ガイドラインの策定などを急ぐべき」と示されている¹。また、River社が行った企業に対するアンケートでは「Bitcoinをバランスシートに計上するにあたっての懸念事項」として、「会計・税務の取り扱い」と回答した比率が78 %と最も高く、2番目に多かった「カストディ・トレーディングのリスク」（24 %）を圧倒的に上回る結果となっていること等から、この課題はグローバルでも共有されるものであると考えられる²。

このような背景から当協会は、web3と会計に特化した取り組みを促進するべく、2024年1月、「会計分科会」（以下、「本分科会」という。）を立ち上げ、事業会社及び監査法人、学术界などから有識者を集め議論を積み重ねてきた。

本報告書は、そこでの議論を紹介し、もってより活発な議論を喚起することで、今後web3に関する会計実務の健全な成熟に寄与することを目的として作成されている。なお、本分科会で示された委員の意見は、個人としてのものであり、各自が所属する組織の見解を代表するものではない。このため、具体的な会計処理や開示の検討にあたっては、個別に各会社と監査法人等の間で協議いただく必要がある点についてはご留意いただきたい。



Bitcoinをバランスシートに計上するにあたっての懸念事項
(出典：“Why Business Bitcoin Adoption Grew by 30% in 1 Year”)

¹ 「web3 ホワイトペーパー ～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～」 (2024年4月)
https://www.taira-m.jp/web3%E3%83%9B%E3%83%AF%E3%82%A4%E3%83%88%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%91%E3%83%BC%E3%88%E6%A1%E3%81%A8%E3%82%8C%E3%89final_230413.pdf

² “Why Business Bitcoin Adoption Grew by 30% in 1 Year” (2024年9月)
<https://river.com/learn/files/business-bitcoin-report-2024.pdf?ref=blog.river.com>

2. web3に関する会計動向

国際会計基準審議会（IASB³）は、現在暗号資産に関する国際財務報告基準（IFRS⁴）基準書上での取り扱いについて特段のガイダンスを公表していない。ただし、IFRS解釈指針委員会により、2019年6月のアジェンダ決定「暗号通貨の保有（Holdings of Cryptocurrencies）」が公表されており、保有者における一定の考え方が整理されている。そこでは、暗号通貨の定義を示しつつ、現行のIFRS基準書において「棚卸資産」（国際会計基準（IAS⁵）2号）か、「無形資産」（IAS38号）が適用されるとしている。

米国財務会計基準審議会（FASB⁶）は、2023年12月に、「無形資産—のれん及びその他—暗号資産」（サブトピック 350-60）を公表し、企業が保有する暗号資産については、期末における公正価値測定と純損益処理が必要である旨を定めている。

我が国における会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ⁷）は、2018年に資金決済法上の暗号資産の保有に関する会計上の取扱いに係る指針を公表している。本指針である実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下、「38号」という）は、暗号資産に活発な市場がある場合には時価評価し、評価差額を損益に計上する等、企業が暗号資産を取得・保有する際に必要となる基本となる指針が示されており、会計の不明瞭性を低減するものであった。38号は、主要国の中でいち早く公表された暗号資産の保有に関する会計の指針であったが、その後も、いわゆるセキュリティトークンに相当する「電子記録移転有価証券表示権利等」、ステーブルコインに相当する「電子決済手段」に関しても、会計上の指針が公表されており⁸、他国に比べ我が国の会計基準設定主体における対応がとりわけ遅いという状況ではないと考えられる。

それにも関わらず、依然として会計上の不確実性が重大な課題として認識されている。これに関しては、例えば以下のような意見が示されている。

- 会計基準で示された内容ではカバーしきれない取引・会計事象の存在
web3を事業として行う場合にはトークンの取得・保有以外にも様々な取引があり得る。また、NFT⁹といった暗号資産と異なるトークンの類型についてASBJによる指針では明確化されていない。
- web3ビジネスを理解する上で必要な基本的な知識の不足
企業が新規事業としてweb3の事業に取り組む場合、企画部署が経営陣、バックオフィスや監査人に事業の内容を説明することが必要となる。しかし、web3は、技術仕様やビジネスモデルに特有な要素があり、また金融規制に抵触するか否かの判断等にあたって専門的な知見を要求されることがある。そのため、説明の際に基礎的なレベルでの疑問が生じやすく、合意が得られづらいという状況がある。会計処理を説明する際も関係者間で基礎的な知識が足りないと、共通認識を形成することが難しく追加的な時間とコストを要している。

3. 論点の整理

- a. 本分科会で挙げられた論点
本分科会では、上記の意見を踏まえ、できるだけ具体的な論点を抽出して議論を行うことを心掛けた。議論の中で、この課題を解消するためには、会計そのものの論点だけではなく、内部統制を整備するにあたっては実務上様々な悩みがある

³ International Accounting Standards Board

⁴ International Financial Reporting Standards

⁵ International Accounting Standards

⁶ Financial Accounting Standards Board

⁷ Accounting Standards Board of Japan

⁸ 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（2022年8月）、実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（2023年11月）

⁹ Non-Fungible Token

点が認識された。本分科会において認識された論点とその概要は、主に以下のよ
うに整理できる。

b. SAFTの保有者側の処理

i. 論点

web3業界においては、企業がSAFT¹⁰を締結しようとするケースがあり、SAFTの保有者側の会計処理が論点となることがある。SAFTは、一般的に、ブロックチェーンプロジェクトの資金調達手段として、トークン発行体がトークン発行前に一部の投資家に対して、将来においてトークンをディスカウント購入できる権利を投資額の対価として与える契約である。契約内容については、実務上、多種多様な設計が行われているが、本項では、個別に特記している場合を除き、以下のような契約内容を前提としたものである。

- トークン発行体は、投資家から現金を受け取り、その対価として、契約書内で定義されるマイルストーン（トークンジェネレーションイベント等）後に当該トークンをディスカウントで購入できる権利を与える。
- 国内の法律が適用される国内取引である。
- トークンは、資金決済法に規定する暗号資産となることが計画されており、SAFTにより購入したトークンの投資家における会計処理は38号を適用する予定である。
- 投資家は、将来に投資額以上のリターンを得られるという期待のもと、経済合理性があることを前提にSAFTを投資目的で保有している。
- SAFTの締結によって、発行体の株式の授受等の取引はされず、金融商品取引法で定義する有価証券に該当しない。
- SAFTの締結によって、トークン保有者の投資額について返還請求権はなく、プロジェクトの中断やトークン発行体の清算・解散があった場合でも、投資額は返還されない。

ii. 論点に対する見解

SAFTを締結した権利保有者の会計処理を検討するにあたっては、これを会計基準にどう当てはめるかを検討する必要がある。

- ①金融商品会計基準における金融資産に該当するかどうかについての検討
金融商品会計基準第3項は、「金融商品」をその範囲としている。また、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「金融商品実務指針」という。）において、金融資産とは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券である、とされている。

上記の前提における事実関係においては、38号第30項において暗号資産は金融資産ではないとされていることを踏まると、暗号資産を受け取る契約上の権利であるSAFTは、現金又はその他の金融資産を受け取る契約上の権利ではないと考えられる。このため、SAFTによる権利は金融資産の定義には当てはまらなると考えられる。

ただし、取引の類型によっては、SAFTによる権利が金融商品の定義を満たす場合も考えられる。この場合、金融商品会計基準第4項及び注1-2、第53項、金融商品実務指針第8項の規定に従い、SAFTによる権利が金融商品取引法に定義する有価証券又はこれに類似するものに該当する

¹⁰ Simple Agreement for Future Tokens

かどうか判断を行い、該当する場合は金融商品会計基準に基づき会計処理や開示をすることを検討することが必要になると考えられる。

この場合、SAFTの契約で定められている投資額の返還に関する権利義務、返済期限、利息の定め、清算・解散した場合の投資額の返還請求権等から、債権としての法的性質及び実態を有するか判断することが考えられる。

- ②デリバティブの定義を満たす場合かどうかについての検討
次に、SAFTによる権利が金融商品実務指針第6項(1)～(3)で定める3つの特徴を有しているかどうかを確認し、デリバティブ取引に該当するかどうかについて判断することが考えられる。

金融商品会計基準第53項では、商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引は、本来の金融商品とは異なる面を有するが、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、金融商品会計基準を適用することが適当とされている。このため、トークンに係るデリバティブ取引についても、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格を有すると認められるものは金融商品会計基準を適用することが適当と考えられる可能性がある。

具体的には、SAFTにより購入できるトークンに活発な市場が存在する場合、又はSAFT取得後以降に発行予定のトークンの上場や分散型取引所（以下、「DEX¹¹」という。）での取扱い等によって当該トークンが活発な市場で取引可能であると判断された場合、金融商品会計基準のデリバティブの要件を満たすかを検討することが考えられる。デリバティブの要件を満たすと判断される場合、金融商品会計基準に従い、時価をもって貸借対照表価額とすることが考えられる。

- ③無形固定資産に該当するかどうかについての検討
SAFTによる権利が金融商品会計基準の適用対象ではないと判断された場合、次に無形固定資産に該当するかが論点となる可能性がある。

日本の会計基準においては、企業結合により受け入れた無形資産に関する企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」、研究開発費やソフトウェア制作費に関する企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」等に該当しない無形固定資産の会計処理を定めた会計基準は存在しない。このため、企業会計原則の定めや「無形資産に関する論点の整理」を参考に会計処理を行うことが考えられる。

仮に無形固定資産として会計処理する場合、例外的な場合を除き、減価償却することが通常である。

このため、SAFTによる権利についても、減価償却の実施やその期間について検討することが考えられる。

- ④上記いずれにも当てはまらない場合
企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-2項では、規定されている関連する会計基準の定めが明らかではない場合、企業が自ら定めた会計方針を注記情報として

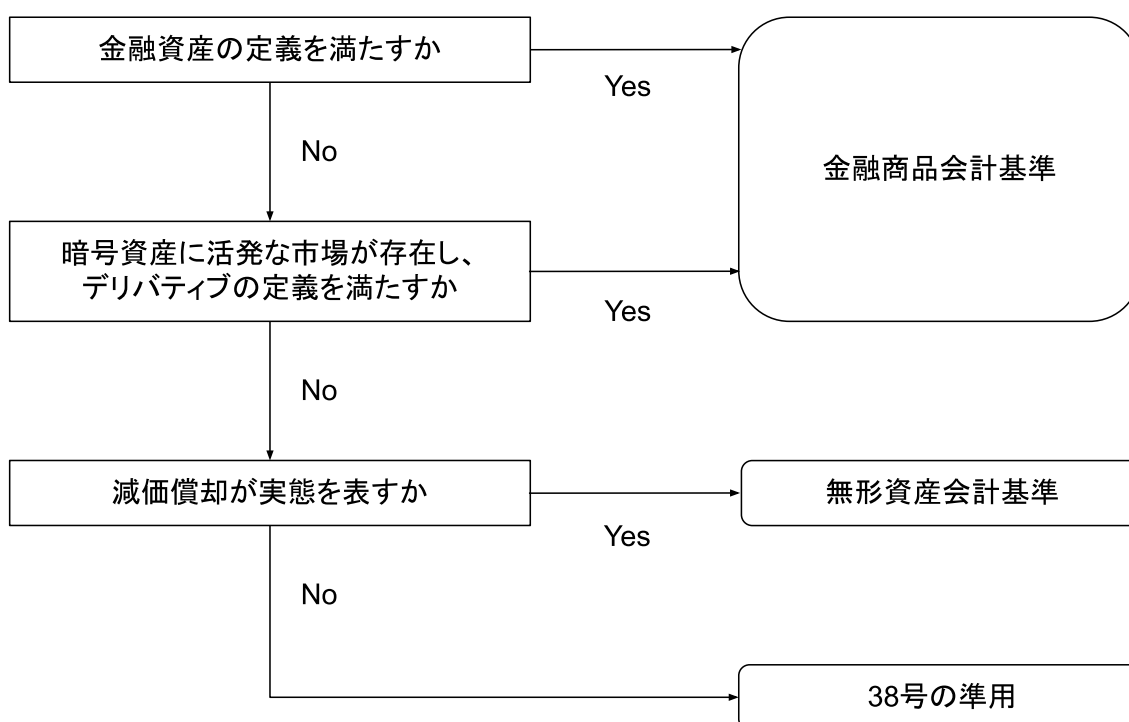
¹¹ Decentralized Exchanges

開示することが要求されている。会計方針を定めるにあたっては、関連する会計基準を類推して適用することを検討することが考えられる。

冒頭的前提から、取得したトークンについては、38号5項及び6項に従い、活発な市場が存在する場合は市場価格をもって貸借対照表価額となり、活発な市場が存在しない場合は取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理されることとなる。

したがって、将来取得するトークンに適用される会計処理との整合性の観点から、SAFTについても38号を準用し、SAFTにより購入できるトークンに活発な市場が存在しない場合は取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理することが考えられる。SAFTにより購入できるトークンに活発な市場が存在する場合については、金融商品会計基準のデリバティブの要件を満たすかを検討する必要があると考えられる。

また、出資時に想定していたリターンが得られないことが判明した場合や進捗状況の悪化によりトークンを取得する見込みがなくなった場合、発行体の経営成績や財政状態の悪化によりプロジェクトの継続可能性が低くなった場合等には、処分見込価額が取得原価を下回ることが想定され、取得原価と当該処分見込価額との差額を当期の損失として会計処理することが考えられる。



適用基準の検討に係るフローチャート

c. 売上と営業外収益の処理

i. 論点

従来、事業による成果として日本円などの法定通貨を獲得し、当該法定通貨を事業資金として投資する、というサイクルによって成り立っていることが多かった。しかし、web3企業の事業においては、多くの場合、事業の成果として特定の暗号資産を受領するなど、事業のサイクルの中に暗号資産が存在する点が特徴的である。

web3企業の中には、例えばコンテンツと当該コンテンツに関連する重要なデジタル資産を開発し、コンテンツによる直接的な売上に加えて、コンテンツに関連する重要なデジタル資産の値上り益等を重要な収益源として見込む企業がある。例えば、ブロックチェーンゲームの開発企業が、自社が開発したゲームにおいてゲーム内トークンを発行しており、自社に対して一定の割当がある。収益は、ゲーム内のアイテム（NFT）の販売により発生するが、発行したゲーム内トークンを暗号資産取引所に上場しており、ゲームをヒットさせることにより自社で保有するゲーム内トークンの値上りによる収益を期待しているような場合である。

このようなケースでコンテンツによる直接的な収益を売上として計上し、コンテンツに関連するデジタル資産の値上り益を営業外収益とすると、事業の成果が適切に財務諸表に表示されない可能性がある。このため、これらの資産による評価損益、売買損益及びステーキングなどによる収益を、売上（営業損益）として計上すべきか、営業外損益として計上すべきかが論点となることがある。

ii. 論点に対する見解

売上と営業外損益の区分を明確に記載した基準等はないものの、企業会計原則には「営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する」とされており、営業活動から生じる収益は売上、それ以外の収益は営業外収益として計上すべき点が示唆されており、「当該企業の営業活動から生じる」か否かを、事業内容等に照らして検討し、営業活動から生じる収益であれば売上に計上するという実務となっていると考えられる。例えば、多く企業において受取利息は営業外収益に計上するものの、融資を主な事業とする銀行や貸金業者においては営業収益となる。また、同様に土地の売却益は不動産会社にとって、通常、売上を構成する。

また、暗号資産交換業者においては、38号において暗号資産の売買損益は「発生した期間における企業活動の成果」として記載されており、実務においては暗号資産の評価損益及び売買損益は売上として計上されている。

したがって、以下の点などを総合的に勘案して、デジタル資産から得られる評価損益やステーキング収益等が、「企業の営業活動」の範囲内か否かを判断することが考えられる。

- 当該企業の事業においてデジタル資産をどう位置付けているか
主な収益はコンテンツ等の売上によるもので、デジタル資産は単に決済の手段であるという位置付けであれば、関連する損益は営業外損益を構成する可能性が高いと考えられる。一方で、デジタル資産の値上りやステーキングによる収益を含む全体として事業を構成するという位置付けであれば、当該評価（売却）損益は売上を構成する可能性がある。

- ステークホルダーに対して、デジタル資産による損益をどのように説明しているか
事業計画やIRなどにより、ステークホルダーに対して、デジタル資産による収益を事業の重要な収益源として説明しているのであれば、当該収益は売上を構成する可能性がある。

iii. 残存課題

現在、世界には数多くのデジタル資産が存在しており、必ずしもすべてのデジタル資産が企業の営業活動と関連があるとは限らないため、その判断については個別の判断を要する。また、事業との関連があることのみをもっていたずらに売上として計上するなどの濫用が行われるのは適切ではなく、どの程度具体的な整理を行えば売上あるいは営業収益といえるのかについての具体的な指針がないため実務上議論が生じ得る。

d. 38号で規定する「活発な市場」の要件の解釈

i. 論点

日本の会計基準において、期末における暗号資産の評価に係る会計処理は「活発な市場」が存在するかどうかに影響を受ける。「活発な市場」がある場合、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、差額を損益として処理する一方、「活発な市場」がない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。しかし、「活発な市場」の判断基準に関するガイダンスが不十分という見解があり、実務上の整理が必要となっている。これには、以下のような論点が含まれる。

- 論点1：「活発な市場」に該当するかどうかの判断
暗号資産の会計処理において、「活発な市場」が存在するかどうかの判断は極めて重要となっている。「活発な市場」の存在が確認される場合、市場価格に基づいた評価が必要となり、これが損益に直接影響する。一方で、38号では、「継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている」かどうか判断基準とされているが、「十分な数量及び頻度」について具体的な数値基準は明示されていない。
- 論点2：会計と税務の差異
会計基準と法人税法における「活発な市場」の定義には微妙な違いが存在する。特に、自己の運営する取引所での取引に対する扱いに差異が存在し、これが企業の会計処理と税務処理の一貫性に影響を与える可能性がある。
- 論点3：DEX等が「活発な市場」に該当するか
DEX等が「活発な市場」として認識されるかも論点となっている。国税庁によるFAQ「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて」¹²では、DEX等で公表される交換比率が他の取引所と一致して継続的に取引が成立している場合、法人税法における活発な市場の要件を満たすとされている。しかし、会計基準ではDEX等に関する具体的な取り扱いが示されておらず、実務上の判断が求められる状態となっている。特に、DEX等における取引が市場価格としてどのように評価されるべきかが課題となる。

¹² 暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）令和6年12月20日 3-1-5
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf

ii. 論点に対する見解

- 論点1：「活発な市場」に該当するかどうかの判断
「活発な市場」が存在するかどうかの判断は、暗号資産の評価に直接的な影響を与えるため、その基準の設定が重要となる。38号では、「継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている」ことが「活発な市場」の指標とされている。これに基づき、企業は市場における取引数量を絶対値で評価し、具体的には、複数の主要取引所からの取引価格を比較することが推奨される。この方法は、異なる取引所間での価格差を評価することで、市場の流動性と価格発見機能の健全性を確認する手段となり得る。これにより、企業はより客観的な基準に基づいて市場の活発性を判断できると考えられる。
- 論点2：会計と税務の判断差異に関する見解
会計基準と法人税法の間で「活発な市場」に対する定義はほぼ一致しているが、特に自己の運営する取引所に関する扱いにおいて微妙な差異がある。具体的には、自己取引所での取引が多い場合、その価格を時価として使用できるかどうかの判断において、会計と税務で異なる可能性がある。一般事業会社においては通常、外部取引所が主な取引の場となるため、大きな差異がないと見なされるが、自己取引所の影響が大きい場合には、会計と税務の処理が分かれる可能性があり、注意が必要である。
- 論点3：DEX等が「活発な市場」に該当するか
DEX等が「活発な市場」として認識されるかどうかの判断について、会計基準では明確な指針が示されていないが、税務上、DEX等は市場に含まれると考えられ、継続的に取引が行われていれば「活発な市場」として認識される可能性がある。よって会計上も必ずしも「活発な市場」から除外されるわけではないが、企業がDEX等を用いた取引実績がない場合には、DEX等を市場として評価することに慎重さが求められる。

iii. 残存課題

現在、会計基準には「活発な市場」を判断するための具体的な数値基準や評価方法が詳細に定められていない。現状実務においては、各企業が会計方針として「活発な市場」を判断するための数値基準等を設定し、当該会計方針を継続的に適用することで対応していることが多いが、上記の課題により、会計方針を定めるために過度なコストを要したり、企業間で活発な市場を有するか否かの判断が大きく異なるなどの事象が生じる可能性がある。特に、どの程度の取引量や価格情報の提供頻度が「十分」とされるのかについて、具体的なガイドラインが求められる。これにより、企業はより標準化された方法で市場の活発性を評価できるようになると考えられる。

e. その他論点

番号	論点	概要
1	トークンにガバナンス機能がある場合、保有者側における連結範囲に含めるべきかについて	<p>暗号資産は、株式ないし出資金ではないため、その保有をもって発行会社に対する支配力はないと考えられる。</p> <p>ただし、ガバナンス機能の内容が、発行会社の取締役の選・解任権が付与される等、実質的に照らして共益権と同視できる条項があれば、連結会計基準における支配力基準の当てはめに従って実質的に支配していると評価できる場合があることは考えられる。</p>
2	投資先が暗号資産を発行した際の純資産評価をいかに行うべきか	<p>投資先の株式が非上場株の場合、時価のない株式等に該当するため、金融商品に関する会計上の取扱いに従って、取得原価評価となり、期末においては減損処理を検討することになる。</p> <p>この場合、期末時に、減損判定のために投資先企業の財政状態を確認する必要がある。既に投資先企業（発行体）が、IEO¹³を行っている場合、当該IEOで集めた資金については一括売上処理か、売上の繰り延べ処理かのいずれかであることから、純資産を保守的にみるのであれば後者を探った上で純資産を修正し財政状態を評価するといった方法も考え得る。</p> <p>また、投資先企業の資産に自社発行トークンが含まれており、かつそれが時価評価されている場合、そのトークンに「活発な市場」がないと判断できる場合には再評価の検討が必要であると考えられる。</p>
3	NFTの二次流通手数料収入をいかに会計処理すべきか	<p>NFTの販売あたって、プラットフォームやWebページ等で何らか規約を明示することを前提に、収益認識の会計基準を適用することが妥当である。</p>
4	売上の対価としてトークンを受領した場合の会計処理	<p>例えば、システム開発の対価として、未上場のトークンを受け取った場合はどうなるかといった論点である。暗号資産の取引は我が国の収益認識基準対象外であるため、既存の会計慣行に勘案して会計方針を定める必要がある。</p> <p>この場合、収益認識基準の「現金以外の対価」を受け取った場合を参考にすることで会計方針を作成するなどの方法がある。</p>

¹³ Initial Exchange Offering

番号	論点	概要
5	NFTの会計処理をいかに 行うか	NFTそのものを規定する会計の基準はない。NFT が裏付けとしている別個の資産がある場合には、 当該資産の取得・売却に係る会計基準に準じた判 断が求められると考えられる。

4. アンケート調査で挙げられた論点

本分科会は、幅広く会計上の論点を募るべくアンケート調査を実施した。

a. アンケート項目の概要

- i. 暗号資産、NFTなどトークンを使った事業（以下、「web3関連事業」という。）を現在又は過去行ったことがあるか
- ii. web3関連事業を検討する際に、会計処理の不透明性が課題となるか
- iii. 日本の会計ルールでは、期末に保有している暗号資産を時価評価し損益処理することが要求されるがその点に関する意見があるか
- iv. 暗号資産の発行時の会計処理が未整備であることが事業の妨げになるか
- v. その他自由なご意見 等

b. 実施期間

- i. 2024年10月

c. いただいた回答の一部

- i. 期末に行う暗号資産の会計処理が煩雑である等により、秘密鍵を破棄して残高をゼロにする等の対応を他部署から求められるケースがあり、ブロックチェーンのマスアダプションにあたっての課題と感じている
- ii. 経理部と会計事務所に暗号資産を説明しても理解してもらえず、保有することに不安がある
- iii. エクスプローラーで集計した暗号資産の送付量等の数値を会計処理のエビデンスとすることの是非が問題となった
- iv. 暗号資産の送付は、銀行取引と異なり、作業者と承認者といったワークフロー処理ができないため、ガバナンスの構築が困難
- v. ビジネスに使うために保有したいが、経理の要請等から定期的に処分する対応が必要で、事業の収支計画の策定が複雑になる
- vi. 暗号資産の時価評価を行うか否かの判断にあたっては、当該暗号資産に「活発な市場」があるか否かの判断をする必要があるが、具体的な指針がなく、議論を進めるのが困難
- vii. 交換所で取り扱う前のトークンに対する投資について会計処理が不明瞭でweb3事業スタートアップへの出資条件等の交渉に支障があるとの報告がある
- viii. トークンを発行する場合の会計処理がないため、新たな事業の議論をする際に支障がでている

d. まとめ

- i. 事業でブロックチェーン・暗号資産を扱うことに対して、会計処理を理由に社内外でコンセンサスを得ることが困難であるという事例が複数あった。
- ii. アンケート調査からは、会計基準の未整備に係る課題よりも、むしろ整備済みの会計基準の適用にあたって現場担当者等が理解しようにも具体的なユースケースの例示が不足していることに起因する会計基準の適用に関する悩みが多いことがうかがえた。
- iii. 会計処理を行うために必要な前提として、パブリックチェーンの記録を使用してよいのかなどで様々な議論が生じている等、オペレーション構築にも多

- iv. 課題がある点分かった。
また、トークン発行者側の会計処理など、そもそも会計基準が未整備であるという課題が存在することは、当初認識していたとおりであり、web3事業の振興を阻害していることに、今後とも業界として対応する必要性を再認識した。

5. 今後の方針

会計に関連する課題の原因には、多様化するweb3ビジネスに対し明瞭な会計上の指針が不足していることがある。これは、会計判断に迷いを生じさせるだけでなく、会計処理に至るまでの一連の業務に関する一般的な知見を得ることをも困難にさせ、各社に大きな負担が発生している。

また、当分科会の行ったアンケート調査では、web3に対する基本的な理解が社会に醸成されていないことにより、web3ビジネスの発展が妨げられているという点が明らかになった。web3ビジネスに関する会計処理等には検討を要する論点が多いものの、本報告書で示したとおり、多くの論点は既存の会計基準、実務慣行等に基づき判断を行うことは可能と考えられる。にもかかわらず、暗号資産を保有すること自体に問題があるかのような誤解が現在でも存在し、検討する前の段階で会計処理や監査法人対応を理由として十分な研究開発を進めることができないなどの事例が存在する点は、web3のような新しい産業の発展に対する目に見えない障壁となっており、web3については我が国経済の発展という観点から是正されるべきである。

本報告書では、これらの課題の一部についての当分科会の議論において示された考え方を提示しているが、個別のケースごとに違いがあることから上記課題を解決するために十分な内容であるとは考えていない。

当協会は今後も、継続的に事業者と意見交換をすること等により、会計処理や関連するオペレーションの構築に係るコストを低減することや、web3に関する社会の理解を促すための活動を展開すること、会計理論や実務に関する提言を行うことで、社会的な貢献を果たしていきたい。